

適切な空き家の管理 できていますか？



草木による被害

草木による被害は多く報告されており、富岡市での空き家被害の過半数を占めています。

手入れがされていない草木が道路に伸びて通行を妨げたり、倒れて空き家や隣家を傷めたりすることもあります。

その結果、空き家の老朽化を早め、維持管理の費用が高額になったり、隣家からの損害賠償請求を受けることがあります。

放火による被害

空き家だから火災の心配はないと思っているのは間違いです。火災原因第2位は放火です。

人が住んでいない空き家は放火犯の絶好的になってしまいます。

富岡市でも、平成30年5月に放火による空き家火災が発生しています。



スズメバチによる被害

スズメバチは、人気の少ない日陰を好んで巣を作ります。空き家の換気口などは特にその条件に当てはまり、大変危険です。

この巣が原因でスズメバチの被害が出た場合、空き家の所有者の管理責任が問われ、損害賠償請求を受けることもあります。

害獣による被害

空き家は野生動物の絶好のすみかになっています。

特に天井に住み着く場合が多く、糞尿で天井が腐り、抜け落ちることがあります。また、配線をかじられることで、電気ショートを起こし火災になる場合もあります。

富岡市では、これらの被害を事前に防ぐために
次のような制度を実施しています！



空き家
除却補助金制度
P.2

空き家バンク制度
P.3

空き家家財道具等
片付け補助金制度
P.4

【お問い合わせ先】群馬県富岡市富岡1460-1
富岡市役所建築課住宅係
☎0274-62-1511（内線 1325）

空き家除却補助金 最大**50**万円

景観の向上や住環境の改善を図るため、空き家の除却費用の一部を補助します。なお、家財道具、樹木、塀の撤去費は補助対象外です。

補助対象建物

- 居住のために建てた家
- 富岡市内の住宅で、**6か月以上**誰も住んでいないもの。
- 富岡市内業者が工事をするもの。

補助対象者

1. 空き家の所有者
2. 空き家の所有者の相続人(例:相続登記が済んでいない、亡くなった親名義の家屋を解体したい場合など)
3. 1、2の者から同意を得た者

空き家除却補助金

空き家の除却工事費用の1/3が補助対象です。(上限は**30**万円)

危険空き家等除却補助金

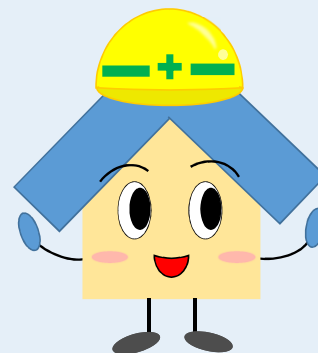
屋根が落ちているなど倒壊のおそれのある危険な空き家である場合、除却工事費用の4/5が補助対象です。(上限は**50**万円)
なお、危険な空き家に該当するか市職員が調査に伺います。

※その他の要件はお問い合わせください。

※道路に面した危険ブロック塀の撤去には別に補助金制度を設けています。

詳しくはお問い合わせください。

申請は、**工事を始める前**に行う必要があります。



富岡市空き家バンク

使わなくなったお家の売却・賃貸を希望する方から申込みを受けた物件を、物件の利用を希望する方へ紹介する制度です。空き家は、使用なくなると急激に劣化してしまいます。早めの対応を！

対象物件

- 富岡市内の空き家であること。
- 集合住宅の一室でないこと。
- 新築の建売住宅でないこと。

申請対象者

- 空き家所有者
- 空き家を共有で持っている場合は代表者

事業者の決定には次の2通りの流れがあります。

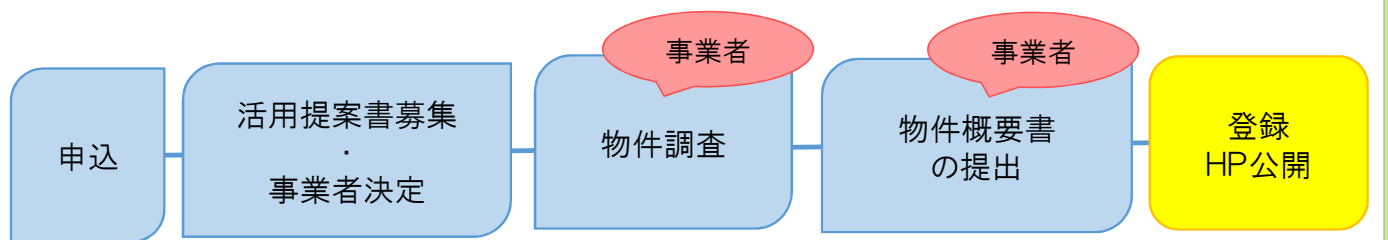
①希望事業者がない場合の流れ

市が空き家バンク登録事業者に対して物件の情報提供を行い、事業者から活用提案を募集します。提出された活用提案書の中から、事業者を1社選択していただき、事業者を決定します。（活用提案書が提出されない場合、登録不可となります。）

②希望事業者がある場合の流れ

登録事業者リストの中から1社を選択し、物件の取り扱いを依頼します。（取り扱いができない場合、登録不可となります。）

申込から登録・HP公開まで



注意点

空き家バンクの利用にあたって、以下の点にご注意ください。

- ◆市は物件の契約及び契約上のトラブルに関与しません。
- ◆空き家バンク登録に費用はかかりません。ただし、物件の調査費等が別途発生することがありますので、事前に事業者から十分説明を受けてください。
- ◆物件の調査にあたり、登録申込書の内容を事業者へ送付いたします。



空き家家財道具等片付け補助金 最大10万円

空き家の利活用の促進を図るため、市内にある空き家内の家財道具等の処分費用の一部を補助します。なお、解体に伴う片づけは、補助対象外です。

補助対象建物

- 一戸建て住宅で6か月以上空き家になっていること。
- 所有者が法人でないこと。
- アパート等事業用で建築または購入したものでないこと。

補助対象者

- 空き家の所有者
- 空き家の所有者の相続人
- 空き家の購入者

補助金交付条件

- 「空き家バンクに登録」または「宅地建物取引業者と媒介契約」を結ぶこと。（いずれも2年間）
- 「第三者との売買契約」により、空き家を売却または購入した者。（6か月以内に限る）
- ゴミの処分を自ら行わず第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。

対象費用

1. ごみの処分に要する費用(富岡市清掃センターでの処分費)
2. 家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器の処分に要する費用
(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)
3. 樹木の伐採及び処分に要する費用(空き家の片付けとともにを行う場合に限る)
4. 1～3の運搬に要する費用(レンタカー代など。ガソリン代除く。)
5. 1～4の処分及び運搬を業者委託する場合は、その委託費用

※補助率は対象費用の1/2です。

※その他の要件はお問い合わせください。

申請は、**片付けを始める前**
に行う必要があります。

